

世帯主 様

豊田市長 太田 稔彦
＜公印省略＞

国民健康保険税の滞納額納付のお願い

あなたの国民健康保険税については、滞納が発生しております。
今後も納付がされない状態が続きますと、特別療養費の支給対象となり、医療機関の窓口で一旦全額自己負担（10割負担）をしていただくこととなります。また、国税徴収法に基づいた財産調査及び差押えなどの滞納処分を行うこととなります。つきましては、「特別の事情に係る届出書」もしくは「弁明書」提出のため納税相談を実施しますので国保年金課にご来庁下さい。納税相談の際は、下記の持ちものをご確認ください。

納税相談期限 令和8年3月27日（金）

※納付の確認には最大で3週間かかる場合があります。すでに国民健康保険税を完納されている場合や納税相談がお済みの場合は、恐れ入りますが、一度、国保年金課へご連絡ください。

＜納税相談に持ってくるもの＞

- ・ 本人確認書類（免許証、在留カード、マイナンバーカード等）
- ・ 同封の弁明書（住所、氏名、電話番号を記入しておいてください）
- ・ （お持ちの方）障がい者手帳、各種受給者証
- ・ 世帯主及び国保加入者全員の過去半年分の給与明細
- ・ 世帯主及び国保加入者全員の通帳（過去半年分の確認をします。記帳をしてください。）
- ・ そのほか、診断書など納付ができない事情を示す書類があればお持ちください。

問合せ先

豊田市役所 国保年金課（南庁舎1階）国民健康保険担当

電 話 （0565）34－6637（直通）

※納税相談受付時間は9：00～16：30（土日祝日、年末年始を除く）